

株式会社たすく

有料職業紹介事業許可番号 / 12-ユ-301062

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

被採用者が自己都合により入社後 3 ヶ月未満に退職した場合、退社時期に応じて、受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。